

随 意 契 約 の 公 表（交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	地下鉄車両保守業務対応(1) (単価契約)	R2. 03. 13	札幌交通機械（株）	3,411,430	本件は、車体・台車・艤装（合図装置、集電装置、暖房装置等）・空制（ブレーキ装置、空気圧縮装置等）の緊急修繕等を行う業務である。メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、また、当該設備は一般流通品ではないことから、メーカーが指定した保守会社以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課
業務委託	東豊線駅等設備保守特注業務 (単価契約)	R2. 03. 13	(株) キタデン	7,650,500	本件は、東豊線駅等設備保守業務において想定していない事故等予測不能な緊急事態に対応する修理作業である。速やかな執行を求められ、保守業務で得られた関連設備や改修履歴等の情報が必要となる業務であることから、情報伝達に要する時間を短縮し速やかな執行を達成するためには、保守業務を履行している業者に特定する必要がある。 また、本業務による修理箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となることから、本業務を保守業務履行業者に履行させることにより、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	地下鉄車両整備(蓄電池関係) (単価契約)	R2. 03. 16	(株) 北海道ジーエス・ユアササービス	4,939,000	本件は、(株) G S ユアサが製造した地下鉄車両用蓄電池の点検・整備を行う業務である。メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、また、当該設備は一般流通品ではないことから、メーカーが指定した保守会社以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課
業務委託	東西線駅等設備保守特注業務 (単価契約)	R2. 03. 16	札幌施設管理（株）	9,623,240	本件は、東西線駅等設備保守業務において想定していない事故等予測不能な緊急事態に対応する修理作業である。速やかな執行を求められ、保守業務で得られた関連設備や改修履歴等の情報が必要となる業務であることから、情報伝達に要する時間を短縮し速やかな執行を達成するためには、保守業務を履行している業者に特定する必要がある。 また、本業務による修理箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となることから、本業務を保守業務履行業者に履行させることにより、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	南北線駅等設備保守特注業務 (単価契約)	R2. 03. 17	(株) 第一エン지니어リング	9,401,150	本件は、南北線駅等設備保守業務において想定していない事故等予測不能な緊急事態に対応する修理作業である。速やかな執行を求められ、保守業務で得られた関連設備や改修履歴等の情報が必要となる業務であることから、情報伝達に要する時間を短縮し速やかな執行を達成するためには、保守業務を履行している業者に特定する必要がある。 また、本業務による修理箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となることから、本業務を保守業務履行業者に履行させることにより、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	地下鉄車両タイヤ作業 (単価契約)	R2. 03. 19	ブリヂストンタイヤジャパン（株）北海道カンパニー	13,605,136	本件は、地下鉄車両タイヤの保守及び交換を行う業務である。本市の地下鉄車両タイヤは、(株)ブリヂストンが独自に開発したものであり、本業務を行うためには、製造会社以外の者では知り得ないタイヤの内部構造・組付方法等の情報・知識・技術等が必要となるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課
業務委託	廃棄物処理(6) (単価契約)	R2. 03. 19	一般財団法人 札幌市環境事業公社	12,067,935	本件は、一般廃棄物の収集運搬を行う業務である。本業を履行可能なのは、札幌市が一般廃棄物の収集運搬許可業者として唯一指定している左記業者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	運輸課
業務委託	南北線車両整備(機械関係) (単価契約)	R2. 03. 23	札幌交通機械（株）	3,752,760	本件は、南北線車両用台車の分解整備、正集電器の軸加工、正集電器のブッシュ交換、ブレーキディスクの削正、予備台車回転確認業務、電磁接触器の交換、自動高さ調整装置補修、自動高さ調整装置アーム脱着他、ハブボルト交換等を行う業務である。本業務は、車両運行管理及び車両基地内の作業場所確保の観点から、「車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）」（以下、保守業務）の年検査整備工程内に行う必要があり、本業務による整備箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となることから、本業務を保守業務履行業者に履行させることにより、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課
業務委託	東西・東豊線車両整備(機械関係) (単価契約)	R2. 03. 23	札幌交通機械（株）	3,591,610	本件は、東西・東豊線車両用台車の分解整備、正集電器の軸加工、正集電器のブッシュ交換、ブレーキディスクの削正、予備台車回転確認業務、電磁接触器の交換、自動高さ調整装置補修、自動高さ調整装置アーム脱着他、ハブボルト交換等を行う業務である。本業務は、車両運行管理及び車両基地内の作業場所確保の観点から、「車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）」（以下、保守業務）の年検査整備工程内に行う必要があり、本業務による整備箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となることから、本業務を保守業務履行業者に履行させることにより、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	地下鉄車両整備(機械関係)(2) (単価契約)	R2.03.23	札幌交通機械（株）	7,784,436	本件は、地下鉄車両用の電動空気圧縮機のオイル交換、ラインデリア分解整備、ファン分解整備等を行う業務である。本業務は、車両運行管理及び車両基地内の作業場所確保の観点から、「車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）」（以下、保守業務）の年検査整備工程内に行う必要があり、本業務による整備箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となることから、本業務を保守業務履行業者に履行させることにより、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	車両課